



飯豊町告示第109号

飯豊町物価高騰対策生活支援商品券配布事業実施要綱を次のように定める。

令和7年12月25日

飯豊町長 嵐 正人



飯豊町物価高騰対策生活支援商品券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援をするため、飯豊町物価高騰対策生活支援商品券（以下「商品券」という。）を支給し、町民生活の経済的な負担軽減を図るとともに、商品券による町内消費の促進により町内事業者の経営の下支えを行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、町によって支給される商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 取扱事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。

(商品券支給の対象)

第3条 商品券支給の対象は、令和8年1月1日（以下「基準日」という。）において、飯豊町住民基本台帳に記載されている者（基準日時点において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記載されておらず、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、基準日後初めて飯豊町住民基本台帳に当該基準日を住民となった年月日として記載されることとなった者を含む。）とする。

(商品券の額等)

第4条 町は、前条で定める者（以下「支給対象者」という。）に商品券を支給する。

- 2 商品券は、支給対象者一人につき13,000円分を1回に限り支給する。
- 3 商品券の一枚あたりの額面金額は、1,000円とする。

(商品券の使用範囲等)

第5条 商品券は、取扱事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、支給を受けた日から令和8年7月31日までの期間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

- 5 商品券は、支給された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品の購入及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産又は金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券又はプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税及び使用料などの公租公課
 - (6) 商品仕入れ等の事業上の取引

（商品券の配布方法）

第 6 条 町は、支給対象者の属する世帯の世帯主に対し、その世帯全員分の商品券を郵便により配布する。

（取扱事業者の登録）

第 7 条 取扱事業者は、町が認定する事業者とし、取扱事業者に登録された事業者には、取扱事業者登録証明書を交付する。

2 町は、登録事業者が次条に反する行為を行ったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

（取扱事業者の責務）

第 8 条 取扱事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することを遵守しなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日から施行する。